

財務省告示第九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十七年十二月十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年一月十日

財務大臣臨時代理 与謝野 馨

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日
利付国庫債券（二年）（第二百三 十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	成十三三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で三百五十億円	三百四十九億六千九百五十万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十七年十二月十五日

発行価格

十一
初期利率

額面金額百円につき九十九円九
十
一
〇・二パーセント
平成十八年六月十五日を
とし、次の算式により算出
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三
第二期以後の利息

毎年六月十五日及び十二月十五
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利息を支払う。

十四
償還期限

平成十九年十二月十五日
元金支額
日本銀行

十五
償還金額

十六
元金支額

十七
払込期日

十八
払込場所

十九
平成十七年十二月十五日